

環境こだわり農産物 認証制度のあらまし



平成27年3月

滋 賀 県

1 「環境こだわり農産物認証制度」とは

○化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術（5を参照）で生産された農産物を県が「環境こだわり農産物」として認証する制度です。

○認証を受けるためには、あらかじめ生産計画を申請して認定を受ける必要があります（2を参照）。

○認証された農産物には、県の認証マークを表示して出荷・販売することができます。



※認証マークとあわせて、栽培責任者および確認責任者の氏名・連絡先を必ず表示しなければなりません。

（例）

栽培責任者	〇〇 〇〇
住所	滋賀県〇〇市町〇〇
tel	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
確認責任者	〇〇 〇〇
住所	滋賀県〇〇市町〇〇
tel	(〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇

認証マークは、県の登録商標です。県に申請すれば、流通事業者等も使うことができます。

2 生産計画の認定申請

（1）申請できる者

- ・ 農業者（個人、法人）
- ・ 集落営農組織や生産組織など、農業者の組織する団体（3戸以上、規約が必要）

※申請にあたっては、確認責任者の設置が必要です。

（2）申請の受付時期

農作物の種類		受付時期（毎年）	
水稲、果樹、茶、あおばな、桑、はとむぎ		1月	
大豆、そば、なたね、小豆		5月	
麦		9月	
野菜	播種等の時期	3月～6月	1月
花き		7月～10月	5月
飼料作物		11月～2月	9月

※こまつな、ほうれんそうなどを周年で栽培する場合には、最初に該当する受付期間に、1年分をまとめて申請することができます。

（3）申請の単位

農作物・作型等ごとに申請が必要です。

※ひのな、こまつな、チンゲンサイ、ほうれんそう、ねぎ、ぶどう、なしについては、季節による作型（ぶどう、なしは種類）で区別せず1申請とします。

ただし、生産計画は作型等の区分ごとに作成します。

(4) 面積の要件

1つの農作物・作型等ごとに、1筆単位であること。

ただし、ほ場の一部で取り組む場合は、1区画1a以上であること。

※団体の場合、団体として面積要件を満たせば、それぞれの構成員の面積はそれ以下であっても申請できます。

(5) 申請先

住所地を管轄する農業農村振興事務所農産普及課

(6) その他の留意事項

①申請書類は、滋賀県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/kodawari/ninshou.html>

②不正な事実*があった場合には、認証の取消を行い、その旨を公表します。

*必要な報告をしない場合、虚偽の報告をした場合、その他不正な手段により認証を受けた場合 等

3 環境こだわり農産物認証申請

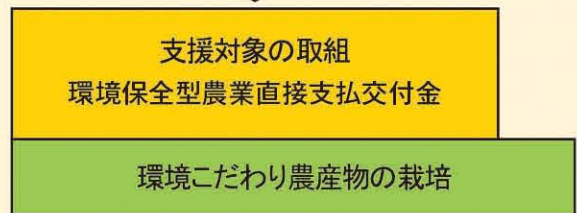
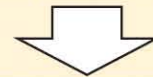
○収穫開始予定の15日前（水稲は25日前）までに、認証申請書と生産記録を、住所地を管轄する農業農村振興事務所農産普及課に提出してください。

○生産記録は、原則ほ場単位で作成し、確認責任者の確認を受ける必要があります。

4 環境こだわり農産物の栽培に対する支援

○環境こだわり農産物の栽培に対し、下記の制度を活用することで、経済的支援を受けることができます。

取組面積に応じた支援



「環境保全型農業直接支払交付金」

環境こだわり農産物の栽培に取り組んだ上で、下図①～⑯の取組を実施する場合は対象です。

支援対象の取組

- ① カバークロップの作付（全作物）
- ② リビングマルチ（全作物）
- ③ 草生栽培（果樹・茶）
- ④ 冬期湛水管理（水田で栽培する作物）
- ⑤ 有機農業の取組
（化学肥料、農薬を使用しない取組）（全作物）
- ⑥ 堆肥の投入（全作物）
- ⑦ 炭の投入（全作物）
- ⑧ IPMの実践、畦畔の人手除草および長期中干し（水稲）
- ⑨ 希少魚種等保全水田の設置（水稲）
- ⑩ バンカープランツの植栽（野菜）
- ⑪ 緩効性肥料の利用および長期中干し（水稲）
- ⑫ 緩効性肥料の利用および省耕起（大豆・露地野菜）
- ⑬ 水田ビオトープ（水稲）
- ⑭ 水田の生態系に配慮した雑草管理（水稲）
- ⑮ IPMの実践（大豆・小豆・野菜・果樹・茶）
- ⑯ 在来草種の草生による天敵利用（果樹）

5 栽培基準 (平成27年3月末現在)

次の(1)から(4)の要件を満たすことが必要です。

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量の基準(上限)

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (5割以下の基準)		
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
食用作物	水稲		7	4	
	麦		3	6	
	大豆		5	1	
	小豆		4	1	
	そば		0	3	
	はとむぎ		3	7	
	野菜	いも・根菜類	だいこん	露地春夏	6
露地秋冬				7	8
施設冬春				4	7
かぶ類		大かぶ	露地秋冬	6	14
		こかぶ		4	10
		赤かぶ	露地秋冬	6	10
		ひのな	露地	5	10
			施設夏	6	7
		施設秋冬	4	10	
にんじん			4	12	
さといも			4	15	
さつまいも			2	3	
じゃがいも			2	8	
やまのいも			5	23	
ごぼう			4	10	
ヤーコン			0	13	
葉茎菜類		はくさい	露地春夏	10	17
			露地秋冬	10	20
		キャベツ	露地春夏	6	12
			露地秋冬	9	16
		ブロッコリー	露地秋冬	7	15
			春穫り	5	12
			初夏穫り	6	10
		なばな		4	10
		みずな		4	7
		しろな		4	7
		わさびな		4	7
		みぶな		4	8
		こまつな	春夏	4	5
	秋冬		3	5	
	葉だいこん		4	6	
	さんとうさい		4	6	
	チンゲンサイ	春夏	4	8	
		秋冬	3	8	
	ほうれんそう	露地春夏	4	8	
		露地秋冬	4	14	
		施設春夏	4	5	
		施設秋冬	3	8	
	しゅんぎく	抜取り	2	5	
		初夏穫り	4	10	
		年内穫り(前作肥料影響あり)	4	7	
		年内穫り(前作肥料影響なし)	4	15	
		長期穫り(前作肥料影響あり)	6	10	
		長期穫り(前作肥料影響なし)	6	20	
	レタス	結球	露地秋冬	8	10
			施設秋冬	5	8
非結球		露地	8	10	
		施設	4	9	

区 分		農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (5割以下の基準)		
				化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)	
野菜	葉茎菜類	ねぎ	細ねぎ・春	4	10	
			細ねぎ・秋冬	3	10	
			中ねぎ・冬穫り	4	12	
			中ねぎ・春～秋穫り	10	12	
			太ねぎ	8	16	
		たまねぎ		7	13	
		アスパラガス	施設	5	24	
		みつば		3	9	
		ルッコラ		3	7	
		うど		2	8	
		たらの芽	ふかし促成	3	5	
		ハーブ	バジル	2	5	
			ミント	2	8	
		ふき		2	13	
		みょうが		2	7	
		よもぎ		0	25	
		にんにく		4	12	
しそ		4	9			
果菜類 果実的 野菜		なす	露地	15	29	
			施設長期	20	36	
			施設半促成	15	29	
		トマト	施設促成	22	24	
			施設半促成	8	22	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	14	7
				(前作肥料影響なし)	14	11
			施設夏秋	13	13	
		ミニトマト	施設長期	30	16	
			施設半促成	8	10	
			施設抑制	20	8	
		ピーマン		9	14	
		とうがらし類(ししとう、青とう)		9	15	
		きゅうり	露地	13	15	
			施設半促成	17	31	
			施設抑制	(前作肥料影響あり)	15	22
		(前作肥料影響なし)		15	26	
		かぼちゃ		4	8	
		メロン	施設半促成	7	5	
			施設抑制	12	7	
		すいか		6	10	
		いちご	露地	7	11	
			施設促成	13	10	
		スイートコーン		3	15	
		さやいんげん		3	8	
		実えんどう		4	15	
		えだまめ		4	3	
うり(青うり、白うり)		6	10			
かんぴょう		4	8			
まくわうり		4	5			

区分	農作物名	作型等	環境こだわり農産物の基準 (5割以下の基準)	
			化学合成農薬 (延べ使用成分数)	化学肥料 (窒素成分量kg/10a)
果 樹	ぶどう	小粒系	12	6
		中粒系	12	7
		大粒系	12	3
	なし	早生	18	11
		中晩生	20	11
	もも		11	6
	うめ		5	7
	かき		10	10
	くり		8	8
	いちじく		6	7
	ベリー類		1	3
	ゆず		6	10
	さくらんぼ(おうとう)		13	6
パッションフルーツ		2	9	
工芸作物	茶		8	27
	なたね		0	7
	あおばな		0	2
	桑(食用)		0	12
花 き	きく	輪菊	16	15
		小菊	16	10
	ばら		35	41
	ゆり		6	2
	ストック	施設	9	9
飼料作物	飼料用稲		5	3
	ソルガム		1	6
	いね科牧草		1	6
	トウモロコシ		3	6
	混播牧草(ペレニアルライグラス、オーチャードグラス、クローバー等)		1	10

- 注) ①生産ほ場は、他のほ場と明確に区分しなければなりません。
- ②化学合成農薬・化学肥料を削減するために、代替技術を実施することが必要です。
- ③農薬を使用する場合は、原則として県が定める「農作物病害虫雑草防除基準」の登録農薬を使用することが必要です。
- ④化学合成農薬・化学肥料の使用量は、前作物の収穫終了後から、当該農産物の収穫終了時までの期間(種子、種苗および収穫物の調製を含む)において使用した量とします。
- ⑤化学合成農薬の使用量は殺菌剤、殺虫剤、除草剤などの延べ使用有効成分数とします。
(例 有効成分Aと有効成分Bの2成分が含まれる農薬を2回使用した場合は4成分と数えます)
- ⑥化学肥料の使用量は、使用した化学肥料の全窒素成分量とします。
例1 窒素成分15%の化成肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量=20kg×15/100= 3kg
例2 窒素成分15%(有機態窒素4%、化学肥料窒素11%)の有機質入り肥料を20kg施用する場合
化学肥料使用量=20kg×11/100= 2.2kg
- ⑦展着剤、特定農薬ならびに有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)別表2に掲げる農薬は、化学合成農薬の延べ使用成分数に含めないものとします。
- ⑧遺伝子組み換え技術により育成された品種の種子および種苗は使用できません。
- ⑨「春夏」「秋冬」「冬春」等の作型名は、収穫時期を基準としています。
- ⑩こまつな、チンゲンサイ、ほうれんそう、しゅんぎく、ねぎの作型は次のとおりとします。
・こまつな：春夏(4~9月播種)、秋冬(10~3月播種)
・チンゲンサイ、ほうれんそう：春夏(4~8月播種)、秋冬(9~3月播種)
・しゅんぎく：初夏穫り(3~4月播種)、年内穫り(7~8月播種、収穫期間3ヶ月以内)、長期穫り(7~8月播種、収穫期間3ヶ月以上)
・細ねぎ：春(2~4月播種)、秋冬(9~1月播種) ・中ねぎ：冬穫り(12~3月収穫)、春~秋穫り(左記以外)
- ⑪しゅんぎく、トマト施設抑制、きゅうり施設抑制の区分は次のとおりとします。
「前作肥料影響あり」：前作になす、トマト、きゅうりのいずれかの作付がある場合
「前作肥料影響なし」：上記以外または少量土壌培地耕の場合
- ⑫なす施設半促成の着果ホルモン剤の使用回数は1花に使用する回数とします。
- ⑬よもぎ、あおばな、桑(食用)は化学合成農薬の慣行的使用量が「0」のため、「エコファーマー」および「環境保全型農業直接支払交付金」の対象となりません。

(2) 堆肥その他の有機質資材の適正使用

堆肥その他の有機質資材を使用する場合は、以下の施用基準により使用することが必要です。

(t/10a)

作物名	種類		牛			豚			鶏		堆肥	稲わら または 麦稈
	資材名 または 処理形態	対象 土壌等	きゅう肥	乾燥ふん	おがくず	きゅう肥	乾燥ふん	おがくず	おがくず	乾燥		
			(堆肥化 したもの)	(ビニール ハウス 乾燥)	もみがら 堆肥	(堆肥化 したもの)	(わら等 混合物 を含む)	もみがら 堆肥	堆肥	鶏ふん		
稲	湿田		1	0.5	0.5	0.4	0.2	0.5	0.4	0.1	0.6	半量
	乾田		1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.5~0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.5~0.8	0.2	1.2	全量
	漏水田		2	1.5	2	0.8	0.4	1	0.8	0.3	1.5	全量
	黒ボク田		1~1.5	1~1.5	1.5~2	0.8	0.3~0.4	0.5~1	0.8	0.3	1	全量
麦・大豆	水田裏輪換畑		2~3	2	1~2	1	0.5	1~2	0.5~1	0.5	2	全量
	輪換畑		1	1	2	1	0.3	1	0.5	0.3	2	全量
野菜・花き	施設		1~2	-	1~3	1~2	-	1~1.5	-	-	2~3	1~1.5
	露地	砂質土	3~5	-	3~5	1~1.5	-	1~1.5	1~2	0.2	2~3	-
		壤粘質土	3~5	-	3~5	1.5	-	2~3	1~2	0.3	2~3	-
		黒ボク	2~4	-	2~4	1~2	-	2~3	1~2	0.3	1~2	-
果樹	壤質・粘質	新植園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.5	3	-
		成木園	1~2	0.5~1.5	2	0.3~0.5	0.5	1	0.5	0.3	2	0.5~1
	砂質・礫質	新植園	3~4	2~2.5	4	0.3~0.5	1~2	3	1.5	0.5	3	-
		成木園	2~3	1.5~2	3	0.3~0.5	0.5~1	2	1	0.3	2	0.5~1
茶	新植・幼木		5	3~4	2	0.5~1	2~3	0.5~1	-	-	-	0.5~1
	成木		2~3	1.5~2	5	0.5~1	0.5~1	0.3~0.5	1	0.5	-	0.5~1
飼料作物	牧草	イネ科草地	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-
		混播草地	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-
	トウモロコシ	3~4	5~6*	-	2~3	-	-	-	0.5	-	-	
	イタリアンライグラス	3	5~6*	-	2	-	-	-	0.4	-	-	

(注1)

①原則としてそれぞれの作物において、表中の各資材について作物名毎の数値の最大値を上限とします。

(例) 水稻で牛ふんきゅう肥を施用する場合、どの土壌でも2tが上限となります。

②茶樹について3年もしくは4年間隔で施用する場合は単年度施用量を倍量とします。

③飼料作物の牛乾燥ふんの欄(※)は液状ふん尿の場合の量とします。

(注2) 資材の説明

【きゅう肥】 家畜ふん単独または家畜ふんにわら類などの敷料が混合したものを堆積し発酵させたもの。

【乾燥ふん】 家畜ふんを、ほとんど発酵させないままで乾燥したもの。土壌施用後急激に分解するおそれがあり、播種や定植の1か月前に施用する必要がある。

【おがくず堆肥・もみがら堆肥】

家畜ふんとおがくずやもみがらを混合して堆積し発酵させたもの。

【堆肥】 野草、わら、落葉菜などの植物残さに適当な水分を与えて堆積し発酵させたもの。

(3) 環境配慮技術（琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系保全・景観形成）の実施

【水稲・飼料用稲】下表に掲げる技術のうち、**必須の他に2技術以上**実施することが必要です。

区 分	技術の名称（●は必須）	具 体 的 な 内 容
琵琶湖・周辺環境への負荷削減	●水田からの濁水の流出防止	次の①～③を全て実施する。 ①あぜ塗り、けい畔シートの利用、けい畔の補修等による漏水防止対策を行う。 ②田植え時期前後に尻水戸、けい畔からの漏水がないことを確認する。 ③浅水代かき等により田植前（直播を含む）の強制落水を行わない。
	●周辺環境に配慮した農薬の使用	次の①～③の全てを実施する。 ①種子消毒の廃液を適正処理する。（※廃液の出ない種子消毒法（温湯消毒、粉衣消毒等）を実施する場合は実施したものとみなす。） ②ほ場への農薬散布後1週間程度の落水、漏水を防止する。（※農薬を使用しない場合は実施したものとみなす。） ③液剤を使用する場合は、薬液が残らないように調製する。やむを得ず残った場合は、散布むらの調整等に利用する。（※液剤を使用しない場合は実施したものとみなす。）
	○水田ハローの利用	水田ハローを利用して代かきを行う。
	○局所施肥	施肥田植機を利用し側条施肥する。
	○緩効性肥料の施用	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。
	○土壌診断に基づくリン酸資材の施用	土壌診断の結果に基づき、必要な量だけのリン酸資材を施用する。
	○温湯消毒の実施	種子を温湯消毒する。
	○飛散の少ない液剤防除の実施	液剤による本田防除を実施する。
生態系保全・景観形成	○除草剤を使用しないほ場周辺除草	草刈機による管理、グランドカバープランツの植栽等により、けい畔、ほ場に隣接する農道・排水溝の法面に除草剤を使用しない。
	○化学合成農薬を使用しない栽培の実施（本田）	本田で化学合成農薬を使用しない栽培を行う。
	○水田を活用した生物生息環境の保全	次の①～③のいずれかを実施する。 ①排水路と水田の間に魚類の移動経路を確保し遡上させる（魚のゆりかご水田）。 ②田植え後の水田にフナ等の親魚を放流し、産まれた稚魚を流下させる。 ③生き物がすみやすくするために、水稲収穫後、排水口に止水板を設置し、ほ場の過乾燥を防ぐ（湿潤管理）。
	○生き物調査や子ども達等との交流の場の提供	次の①または②のいずれかを実施する。 ①ほ場に生息する生き物を調査し、記録を残す（こだわりほ場の1/3以上実施）。 ②子ども達や消費者との交流の場を提供する（1農家あたり1ほ場以上実施）。
	○地域の未利用資源の有効利用	地域の生ゴミたい肥、外来魚等の未利用資源を使用する。
	○けい畔、ほ場周辺への景観作物の植栽	けい畔、ほ場周辺へグランドカバープランツ、花などの景観作物を植栽する。

【水稻・飼料用稲以外】下表に掲げる技術のうち、**必須の他に1技術以上**実施することが必要です。

区 分	技術の名称(●は必須)	具 体 的 な 内 容	対象作物
琵琶湖・周辺 環境への負荷 削減	●周辺環境に配慮した農薬の使用	液剤を使用する場合は、薬液が残らないように調製する。やむを得ず残った場合は、散布むらの調整等に利用する。 (※液剤を使用しない場合は実施したものとみなす。)	全作物
	●養液栽培における廃液の適正処理	廃液を出さないよう循環利用し、やむを得ず廃液を出す場合は、廃液を適正処理する。	野菜、花き
	○局所施肥	肥料を作物の根の周辺の利用されやすい位置に集中的に施用する。	全作物
	○緩効性肥料の施用	肥料成分が溶け出す速度を調節した化学肥料を施用する。	全作物
	○土壌診断に基づくリン酸資材の施用	土壌診断の結果に基づき、必要な量だけのリン酸資材を施用する。	全作物
	○露地栽培におけるマルチ栽培の実施	マルチ栽培により肥料成分の流出を防止する。	全作物
	○根域制限栽培	ポット等を利用した根域制限栽培により肥料成分の流出を防止する。	果樹
	○温湯消毒の実施	種子を温湯消毒する。	麦
	○飛散の少ない液剤防除の実施	液剤による本田防除を実施する。	麦、大豆
	○農業用プラスチックの使用量の削減	次の①または②のいずれかを実施する。 ①長期展張性フィルムを利用する。 ②分解性マルチを利用する。	野菜、果樹 花き
生態系保全・ 景観形成	○除草剤を使用しないほ場周辺除草	草刈機による管理、グランドカバープランツの植栽等により、けい畔、ほ場に隣接する農道・排水溝の法面、およびハウス周辺に除草剤を使用しない。	全作物
	○化学合成農薬を使用しない栽培の実施(本田)	本田で化学合成農薬を使用しない栽培を行う。	全作物
	○生き物調査や子どもたち等との交流の場の提供	次の①または②のいずれかを実施する。 ①ほ場に生息する生き物を調査し、記録を残す(こだわりほ場の1/3以上実施)。 ②子どもたちや消費者との交流の場を提供する(1農家あたり1ほ場以上実施)。	全作物
	○地域の未利用資源の有効利用	地域の生ゴミ堆肥、外来魚等の未利用資源を使用する。	全作物
	○けい畔、ほ場周辺への景観作物の植栽	けい畔、ほ場周辺へグランドカバープランツ、花などの景観作物を植栽する。	全作物

(4) 環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践

以下の全ての項目について実践する。

1. 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2. 水田からの農業濁水の流出防止(水稻栽培のみ)

あぜ塗り、けい畔シートの利用、けい畔の補修等による漏水防止、浅水代かきの実施、田植え前の強制落水を行わないことなどにより、水田からの農業濁水の流出防止に努める。

3. 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

4. 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

5. 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

6. エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

7. 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

8. 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

注) ①該当しない項目がある場合は、実施しなくてもかまいません。

②堆肥等の有機物の中には、稲わらや麦わらを含みます。

6 認証制度の手続き

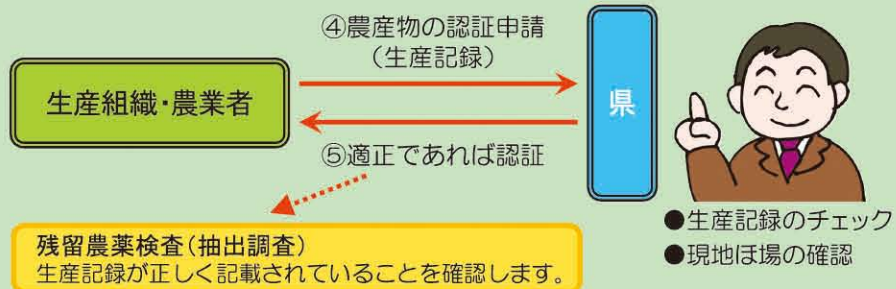
生産の前に



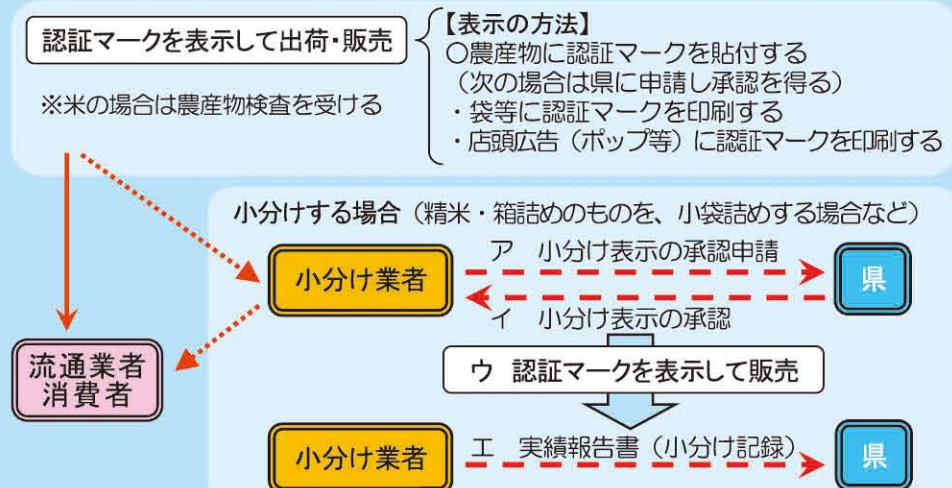
栽培



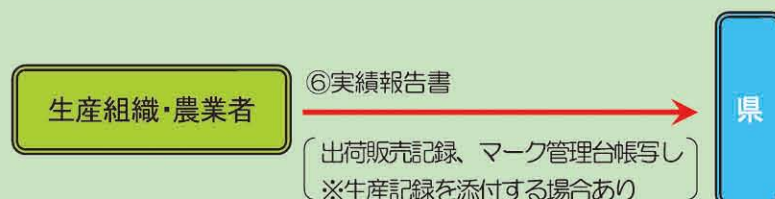
収穫の前に



出荷・販売



実績報告



※「環境保全型農業直接支払交付金」では、市町と県が連携して事務手続や確認事務を行っています。

環境こだわり農産物を加工した食品に マークの表示ができます。

1 マークの表示ができる加工食品

以下の条件を満たす加工食品に表示ができます。

(1) 原材料は下記の ㉞、㉟、㊱ のみを使用する。

- ㉞ 環境こだわり農産物
- ㉟ 水、食塩、糖類、しょうゆ、酢
- ㊱ ㉞、㉟以外の原材料

※ただし、㊱ には ㉞ の環境こだわり農産物と同一農産物である原材料を含まないこととする。

〔例えば、環境こだわり農産物の米95%と環境こだわり農産物でない米5%を使用することはできない。〕
〔「米は環境こだわり農産物100%使用」と表示ができるようにする。〕

(2) 使用割合 ㉟ を除く全ての原材料重量の合計のうち、㊱ の原材料重量の占める割合が、5%以下であること。



<計算式>

$$\frac{\text{㊱}}{\text{㉞} + \text{㊱}} \leq \frac{5}{100} \quad (\text{㉟は計算の対象外})$$

(3) 食品衛生法等関係法令を遵守した製造を行っていること。

2 マーク表示の方法

マークと、使用した環境こだわり農産物の種類を併せて表示します。



〇〇は環境こだわり農産物[®]100%



3 申請の対象者

県内事業者、県外事業者にかかわらず申請できます。

4 提出書類、その他留意事項

(1) 申請の提出書類

申請の際に提出していただく書類は、以下のとおりです。
(食のブランド推進課のHPよりダウンロードできます。)

- ①承認申請書
- ②加工計画書
- ③食品衛生法に基づく許可の写しもしくは業務開始報告書の写し
- ④法人でない団体が申込みを行う場合、団体の組織および運営についての規約

(2) 申請時期および書類の提出先

年間を通じて申請が可能です。
住所地为管轄する農業農村振興事務所農産普及課
(県外は、県庁食のブランド推進課)に提出してください。

(3) その他留意事項

- ①加工食品の情報は県のホームページで公表します。
公表する内容：承認番号、申請者名、市町名、加工食品の商品名
原材料の環境こだわり農産物名等
- ②不正な事実があった場合には、マーク表示承認の取消を行います。

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画のあらまし

■ 策定の目的

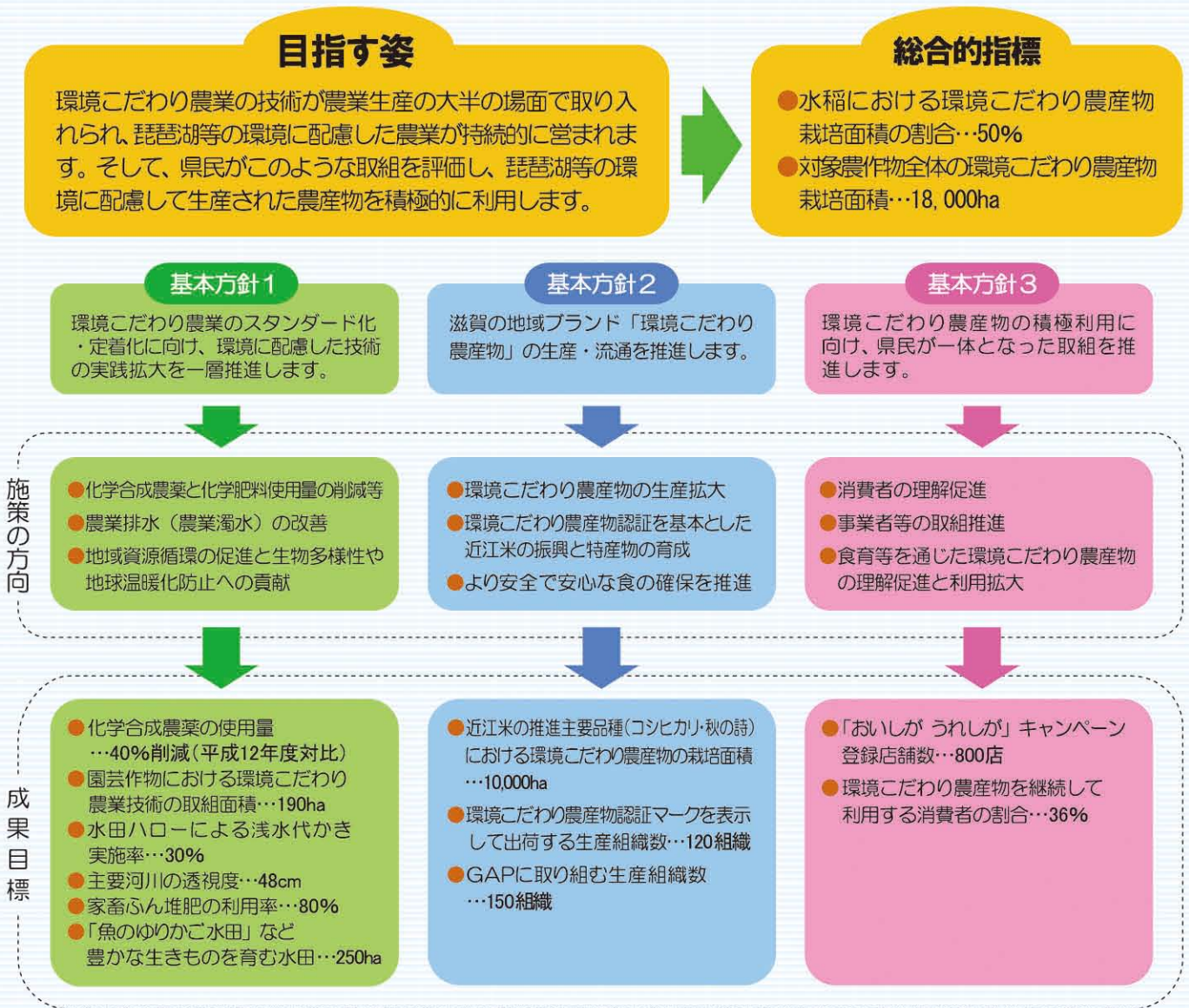
滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づき、県をはじめ、農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者などが連携し、環境こだわり農業の実践や環境こだわり農産物の流通にかかる取組を発展させるための、推進の考え方や施策の方向を定めるものです。

■ 計画の期間

平成23年度から平成27年度までとします。

■ 計画の概要

平成23年3月の改定では、条例の趣旨を踏まえた環境こだわり農業の「目指す姿と総合的指標」を新たに示し、その実現に向け、3つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針ごとに施策の方向とその成果目標を設定しました。



■ 各主体の取り組み

環境こだわり農業を県民が一体となって進めていくため、それぞれの立場の県民が主体的に取り組むことが必要です。

農業者等

環境こだわり農業の実践拡大と持続的な取組を進めます。

農業団体

環境こだわり農業が広く持続的に取り組まれるよう、農業者の組織化や指導を行います。

農産物販売業者

積極的に環境こだわり農産物を取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。

滋賀県環境こだわり農業推進条例

平成15年4月1日施行

1 目的(第1条)

- ①より安全で安心な農産物を消費者へ供給
- ②環境と調和のとれた農業生産の確保



本県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全に資する

2 各主体の取組(第3～6条)

環境こだわり農業の実践、環境こだわり農産物の消費・流通



3 環境こだわり農業の推進施策(第7～12条)

- 基本計画の策定
- 営農技術指針の策定
- 広報啓発
- 試験研究
- 農業の多面的機能への配慮

- ①良好な景観形成
- ②再生可能エネルギー資源の供給
- ③自然循環機能の維持増進

4 環境こだわり農産物(第13～22条)

- 認証手続
- 認証マークの表示
- 生産者の氏名等の表示
- 認証の取消



5 環境こだわり農業実施協定(第23～25条)

6 滋賀県環境こだわり農業審議会(第26、27条)

基本計画策定・改定など諮問事項の調査・審議

■お問い合わせ先一覧

大津・南部農業農村振興事務所 農産普及課 (南部合同庁舎 4階)	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75 TEL : 077-567-5412 FAX : 077-562-8144
甲賀農業農村振興事務所 農産普及課 (甲賀合同庁舎 4階)	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200 TEL : 0748-63-6126 FAX : 0748-63-2983
東近江農業農村振興事務所 農産普及課 (東近江合同庁舎 4階)	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23 TEL : 0748-22-7715 FAX : 0748-22-1234
湖東農業農村振興事務所 農産普及課 (湖東合同庁舎 2階)	〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL : 0749-27-2213 FAX : 0749-23-0821
湖北農業農村振興事務所 農産普及課 (湖北合同庁舎 4階)	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2 TEL : 0749-65-6613 FAX : 0749-65-5867
高島農業農村振興事務所 農産普及課 (高島合同庁舎 3階)	〒520-1621 高島市今津町今津 1758 TEL : 0740-22-6026 FAX : 0740-22-3099

食べることで、びわ湖を守る。

eat eco SHIGA

美しい「びわ湖」のために。
美しいびわ湖は私たちの誇り。
おいしい農産物を作るためにも不可欠な、びわ湖の農産物のためには、
農業や化学肥料の過剰使用に配慮する、びわ湖に配慮した環境こだわり農業に取り組んでいます。
私たち消費者は、そして作る方たちも「環境こだわり農産物」を選んでください。
みんなが美しいびわ湖を守ります。

環境こだわり農産物

【消費者が求める、より安全で安心な農産物を消費者に供給する。】農業や化学肥料の使用量を減らすなど、農業が環境に与える負荷を減らし、びわ湖の環境を改善する。上記を目的として、生産者が環境こだわり農産物(環境こだわり農産物)を消費者に供給する。滋賀県などで生産者もバックアップ、消費者が「環境こだわり農産物」を積極的に購入することで、環境が改善される。環境に優しい農業が実現できます。

滋賀県

～環境こだわり農業PRポスター～

環境こだわり農業に取り組むお農業者のみなさんの声を伝えます。

滋賀県農政水産部食のブランド推進課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1

TEL : 077-528-3895 FAX : 077-528-4881

E-mail:gc01@pref.shiga.lg.jp ホームページ:http://www.pref.shiga.lg.jp/g/kodawari/

環境保全型農業直接支援対策資料

r270
環境保護印刷

